

議案第20号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定に基づき、次のとおり地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款を定める。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 役員（第7条－第10条）

第3章 業務の範囲及びその執行（第11条－第13条）

第4章 資本金等（第14条・第15条）

第5章 委任（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、大阪府及び大阪市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を大阪市に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、大阪府公報及び大阪市公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等に代えることができる。

第2章 役員

(定数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事2人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、副理事長を置かないことができる。

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、大阪府知事（以下「知事」という。）又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長は、市長と協議の上、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、市長と協議の上、知事が任命する。

(任期)

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等を行うこと。
- (2) 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事又は市長の要求)

第12条 法人は、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事又は市長が必要と認める場合に、知事又は市長から前条第1号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第13条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第14条 法人の資本金は大阪府及び大阪市が出資する別表に掲げる資産とし、当該資本金の額は当該資産について、出資の日における時価を基準として大阪府及び大阪

市が評価した価額の合計額とする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第15条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、大阪府及び大阪市が協議の上、それぞれに分配するものとする。

第5章 委 任

(規程への委任)

第16条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第14条関係）

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積(m ²)
建 物	大阪市東成区中道一丁目3番69号	本館	6,867.52
同	同	別館	4,272.18
同	同	ボイラー機械室	260.97
同	同	動物舎	405.05
同	同	ボイラー監視室	9.69
同	同	特定屋内貯蔵所	8.99
同	同	高圧ガス容器置場	8.25
同	大阪市天王寺区東上町8番34号	本館	8,589.22
同	同	共用理化学棟	802.19
同	同	プラント実験棟	147.73
同	同	車庫	75.80

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款を定めるため、地方独立行政法人法第7条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(設 立)

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。